

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案

規制の名称：産業保安分野における環境変化を踏まえた制度的措置

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：経済産業省 産業保安グループ保安課

評価実施時期：令和4年2月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。

（現状をベースラインとする理由も明記）

（1）燃料電池自動車等に係る高圧ガス保安法の規制の適用除外

現在、我が国は、2020年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言しており、燃料電池自動車（2021年3月時点における普及台数は、国内における四輪車約7830万台中約5300台）等の普及拡大の必要性が高まっている。一方で燃料電池自動車をはじめとする高圧ガスを燃料とする自動車（今回の規制見直しの対象となるのは、圧縮水素、圧縮天然ガス、液化天然ガスを燃料とする自動車である。これらをまとめて以下「燃料電池自動車等」という。）においては、高圧ガス燃料装置（容器、配管等）内の高圧ガスには高圧ガス保安法に基づく規制が適用される一方、車両全体には道路運送車両法に基づく規制が適用されている。その結果、一台の燃料電池自動車等について、二法令の規制がかかる状態となり、事業者及びユーザーの負担となっている。

こうした規制を合理化しなければ、引き続き事業者及びユーザーの負担は継続し、燃料電池自動車等の普及拡大の支障となることが予想される。

（2）認定高度保安実施事業者制度の創設及び認定事業者制度の廃止

近年、IoT、ビッグデータ（BD）、人工知能（AI）、ドローン等の新たなテクノロジーが革新的に進展する中、高圧ガス、ガス、電力の産業保安分野（以下単に「産業保安分野」という。）でも、革新的なテクノロジーの導入を通じ、安全性と効率性を追求しつつ、保安レベルを持続的に向上させるための取組（以下「スマート保安」という。）が進みつつある。

一方、保安を担う人材が枯渇するといった状況が危惧されており、我が国の産業構造の基盤を担う産業保安の確保が揺らぎかねない状況にある。

このような中で、スマート保安を促進する必要があるところ、今般の認定高度保安実施事業者制度は、高圧ガス保安法、ガス事業法及び電気事業法において、安全確保を前提に、テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者を認定し、認定された事業者について、規制の特例を措置することで、スマート保安を促進し、保安レベルの持続的な向上と保安人材の枯渇の問題に対処することを趣旨としている。

このため、当該認定高度保安実施事業者制度を措置しない場合、産業保安分野において、保安レベルの持続的な向上が図れず、保安人材の枯渇の問題に対処できないこととなり、我が国の産業構造の基盤を担う産業保安の確保が困難となるおそれがある。

なお、高圧ガス保安法においては、認定を受けた事業者については、保安検査や完成検査に係る都道府県知事による検査に代えて事業者による自主検査とすることができる規制の特例措置を講ずる制度として、「認定事業者制度」が既に措置されている（平成8年創設）。他方で、当該制度はテクノロジーの活用を前提としないため、当該制度を残置して認定高度保安実施事業者制度を創設しない場合、スマート保安が促進されないと考えられる。

（3）一般ガス導管事業者による災害時連携計画の策定の義務化

都市ガス分野では、災害の発生時には、国のガイドラインや業界の自主的な取決めによって、被災地域内外の一般ガス導管事業者が作業員や資機材等を融通し、復旧作業を実施してきたが、今回の規制措置を講じない場合は、従来よりも被害が広範囲・他地域に及ぶ首都直下型地震や南海トラフ巨大地震等の災害からの復旧に支障を来すおそれがある。

（4）「小規模事業用電気工作物」の創設

現行制度では、電気事業法（昭和39年法律第170号）において、小出力発電設備（出力50kW未満の太陽電池発電設備、出力20kW未満の風力発電設備等）の所有者又は占有者は、これら以上の出力の設備（事業用電気工作物）の設置者を対象とする保安規程の作成や使用前自己確認といった事前の規制の対象とされていない。

そのため、当該設備については、近年事故が一部の設備で発生してきている（令和3年度から事故に係る報告制度を開始。令和3年4月から12月末までの間に158件が報告されている。）が、今後新設される設備についても、現在事業用電気工作物に求めている対応は、小出力発電設備に対しては求められない状態が継続することになる。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

(1) 燃料電池自動車等に係る高圧ガス保安法の規制の適用除外

①に記載のとおり、現在は一台の燃料電池自動車等に対して高圧ガス保安法と道路運送車両法の二法令による規制がなされており、これに起因して事業者及びユーザーに生じる規制対応コストが課題である。

例えば、事業者においては高圧ガス保安法と道路運送車両法双方で登録審査手続や不具合時対応が必要であり、ユーザーにおいては高圧ガス保安法に基づく容器再検査（高圧ガス保安法第49条）の手続及び道路運送車両法に基づく継続検査（道路運送車両法第62条）（いわゆる車検）の手続がそれぞれ必要であることが、このようなコストの例として挙げられる。

今回、安全性の確保を前提に、高圧ガス保安法と道路運送車両法に跨がる規制を合理化すべく検討した結果、道路運送車両法に規制を一本化することができると判断したため、高圧ガス保安法の適用除外を行い、引き続き必要な検査や手続については道路運送車両法体系下において措置することとする。

(2) 認定高度保安実施事業者制度の創設及び認定事業者制度の廃止

近年、IoT、ビッグデータ（BD）、人工知能（AI）、ドローン等の新たなテクノロジーが革新的に進展する中、産業保安分野でも、スマート保安が進みつつある。

一方、産業保安分野では、保安人材の多くを占める熟練層が今後大量に退職する一方で、若年層の雇用も困難な状況にある。このため、今後、産業保安を担う人材が枯渇するといった状況が危惧され、我が国の産業構造の基盤を担う産業保安の確保が根底から揺らぎかねない危機的な状況にある。

上記のような、テクノロジーの革新的進展と保安人材の枯渇という現状の中で、保安レベルを持続的に向上させるとともに、当該保安人材の枯渇の問題に対処し産業基盤を維持する観点から、スマート保安を早急に進める必要がある。

今般の認定高度保安実施事業者制度は、安全確保を前提に、テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者を認定し、認定された事業者について、許可・届出等の手続や検査に係る規制の特例を措置することで、テクノロジー導入に向けた事業者の投資意欲を喚起することを趣旨としている。

この点、これまで産業保安分野においては、事業者における保安業務へのテクノロジーの導入に向けて、導入効果の「見える化」を目的とした「スマート保安先行事例集」（2017年4月）等を作成し、事業者におけるテクノロジーの導入を図ってきたところであるが、テクノロジーの導入を更に強力に促進する観点からは、これら施策だけでなく、制度上の措置で環境整備（政策誘導）を図る必要がある。

このため、認定高度保安実施事業者制度を法律改正で措置する必要がある。

また、テクノロジーの活用を前提としない認定事業者制度については、スマート保安の導入を促進する観点や完成検査及び保安検査の特例（都道府県知事による検査に代えて事業者の自主検査とする。）は新たに創設する認定高度保安実施事業者制度においても措置されることも踏まえ、一定の移行措置（事業者の投資計画等を考慮した適切な措置とする。）の下に発展的に解消（廃止）することが妥当である。

なお、本改正は、常時監視・遠隔監視システムなどデジタル手法を念頭においた規制の特例措置を講ずることから、「デジタル化の視点を踏まえた規制の検討状況チェックリストにおける(1)①」に該当する。

(3) 一般ガス導管事業者による災害時連携計画の策定の義務化

今後、南海トラフ巨大地震や首都直下型地震といった更なる大規模災害の発生が懸念されており、これらは従来の災害に比べ被害がより広範囲・他地域に及ぶことも想定されるため、大規模災害にも適切に対応できるよう万全な仕組みを構築しておく必要がある。

したがって、一般のガス事業法の改正により、一般ガス導管事業者に対して、共同して、災害その他の事由による事故によりガスの安定供給の確保に支障が生ずる場合に備えるための、一般ガス導管事業者相互の連絡に関する事項並びに従業者の派遣及び運用に関する事項等を記載した災害時連携計画を作成し、経済産業大臣に届出を行う義務を課すこととする。

また、経済産業大臣は、災害時連携計画の内容が、災害その他の事由による事故の発生により特定の供給区域におけるガスの供給に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合においてその供給区域におけるガスの安定供給を確保するために必要かつ適切なものであること等に適合しないと認めるときは、一般ガス導管事業者に対し、災害時連携計画を変更すべきことを勧告することができるものとする。また、一般ガス導管事業者が、正当な理由がなく、災害時連携計画を実施していないため、ガスの安定供給の確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該一般ガス導管事業者に対し、当該災害時連携計画を実施すべきことを勧告することができるものとする。

従来のガイドラインや業界の自主的な取決めだけでなく、法的枠組みとして、国が事業者の災害時の連携の仕組みを確認し、一般ガス導管事業者が災害時に適切に連携しなかった場合等には、計画の実施・変更を求め、実効性を担保することができるように、災害時連携計画の策定を義務付ける必要がある。

(4) 「小規模事業用電気工作物」の創設

これまで小出力発電設備は主に住居の屋根に設置される小規模な太陽電池発電設備を想定しており、大規模な発電設備と比べて危険性が低く、導入件数も限られると考えていたため、各種事前規制の対象としていなかった。

他方、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）の施行以降、住居に設置される小出力発電設備のみならず、平地に設置された小規模な太陽電池発電設備等、住居以外に設置される小出力発電設備の導入件数も急増している。加えて、電気設備に関する専門知識に乏しい設置者の出現、傾斜地や水上への設置等、設置者及び設置形態の多様化も進展しており、一部の設備については、安全性の疑義が指摘されており、実際に事故も発生している。

このような状況に対応するにあたっては、従来事前規制のなかった小出力発電設備についても、設置者自らが使用の開始前にその安全性を確認するとともに、これを維持し、また、行政庁において、確認の結果や、その他設備の基本的な情報を予め把握しておく必要があるが、そのた

めには、経済的インセンティブや啓発・啓蒙活動等による誘導的な手法だけでは、設置者や施工者といった各主体の意識付けや実効性の面で十分ではなく、規制的手法によることが合理的である。

この際、従来の事業用電気工作物と比較して相対的に電氣的、構造的安全性が高いことから、小出力発電設備の類型を単に廃止するのではなく、新たに「小規模事業用電気工作物」との類型を創設し、規模に即して適切な規制を設けることとする。

なお、本改正は、基礎情報の届出及び使用前自己確認の結果の届出については電子的窓口を新たに創設することから、「デジタル化の視点を踏まえた規制の検討状況チェックリストにおける(1)①」に該当する。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

(1) 燃料電池自動車等に係る高圧ガス保安法の規制の適用除外

高圧ガス保安法の適用除外を措置し、二法令において規制されている状態を解消するものであり、新たな規制を課すものではないことから、特段新たな遵守費用は発生しない見込みである。

(2) 認定高度保安実施事業者制度の創設及び認定事業者制度の廃止

今般の認定高度保安実施事業者制度の創設により、新たに申請を行う事業者については、認定申請のための書類等の作成に係る事務負担が発生することが想定されるが、具体的に申請を行う事業者数が明らかではなく、申請書類の作成等に係る事務負担についても各事業者毎に異なることから、定量的推計は困難である。

また、認定事業者制度（現時点で認定事業者数は85）は廃止されるものの、当該制度における完成検査及び保安検査の特例（都道府県知事による検査に代えて事業者の自主検査とする。）は認定高度保安実施事業者制度でも措置されるため、事業者における遵守費用の増加は生じない。

(3) 一般ガス導管事業者による災害時連携計画の策定の義務化

災害時連携計画の策定については、一般ガス導管事業者（現時点で193者）に対し、災害時連携計画に係る書類作成や検討に関する費用が想定されるが、事業者の規模等によって異なることから、定量的に推計することは困難である。

また、災害時連携計画に係る書類の受理業務等の費用の発生が想定されるが、その費用については今後セットされる書類の様式等によるものであるため、定量的な推計は困難である。

(4) 「小規模事業用電気工作物」の創設

基礎情報の届出や、使用前自己確認の結果の届出については、設置者が自らの設備の安全性を確保し、稼働率を最大化するために通常行っている設置当初の確認の結果について、新たに行政庁へ届出を行うものであるところ、当該届出については、電子的窓口も併せて整備することとしていることから、発生する遵守費用は限定的と考えられ、具体的な件数については、現時点では年間4万件程度を想定しているが、使用前自己確認の実施に要するコストは個社情報でもあることから、定量的な推計は困難である。

また、届け出られた基礎情報や使用前自己確認の結果の管理に係る行政費用が発生するが、その費用については、今後の様式・システムの設計等次第となるため、定量的な推計は困難である。ただし、届出及びその情報管理の電子化を推進することで、行政効率化を図ることとしている(システム構築のための予算は3億円の内数(小出力発電設備等保安力向上総合支援事業)としている)。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

(1) 燃料電池自動車等に係る高圧ガス保安法の規制の適用除外

本改正では燃料電池自動車等について高圧ガス保安法の適用除外を措置するが、これまでの規制が完全に廃止されるものではない。例えば②に記載した容器再検査は単に廃止されるのではなく、道路運送車両法体系下において相当する内容の検査が継続検査(車検)において行われるようになる等、安全性の確保に必要な規制は引き続き措置される予定である。

また、燃料電池自動車等については国連規則において国際的なルールが規定されており、これまでも高圧ガス保安法及び道路運送車両法において、こうした国際的なルールに基づき、規制を行ってきたところ、今後も当然、このようなルールに従った規制がなされる。

このため、高圧ガス保安法の適用を除外したとしても、安全性等の観点から悪影響は発生せず、特段モニタリングの必要が生じる等の事象は想定されないことから、追加的な行政費用は発生しない見込みである。

(2) 認定高度保安実施事業者制度の創設及び認定事業者制度の廃止

高圧ガス保安法においては、認定高度保安実施事業者制度の創設により、認定手続を実施する必要が生じるが、具体的に申請を行う事業者数が明らかではないことから、定量的推計は困難である。

ガス事業法及び電気事業法においては、認定高度保安実施事業者制度の創設により、当該認定

制度の認定手続を実施する必要が生じるが、規制の特例措置により、事業者による届出が記録保存に代わることで、届出受理に係る手続コスト等が削減されるため、全体として、行政費用は増加しないものと考えられる。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定量的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

(1) 燃料電池自動車等に係る高圧ガス保安法の規制の適用除外

高圧ガス保安法の適用除外が措置されることで、例えば事業者にとっては、高圧ガス保安法上の容器の型式承認に係る直接的な手続コスト及び高圧ガス保安法上の手続の準備のために要していた事業者の間接的コストが消滅し、車両開発に係る全体的なコストが低減されることが期待される。ユーザーにとっては、高圧ガス保安法に基づく容器再検査の手続コストが低減されることが期待される。なお、事業者及び行政機関側における費用の定量化は困難である。

また、容器等に関する検査は、安全性を確保する観点から、高圧ガス保安法上行われてきたものと同等のものが今後道路運送車両法体系下で行われる予定であることから、直ちに検査コストが減少するものではない。

しかしながら、例えば④に記載したような容器再検査と車検の一体化が行われることで、ユーザーの負担が軽減するだけでなく、必要な検査を受けないままに使用するといった事象もなくなり、安全性の向上にも資することが期待される。

こうした規制の合理化により、事業者及びユーザーの負担軽減、さらにはこれによる燃料電池自動車等の普及拡大といった効果が見込まれる（具体的にどの程度普及率が上昇するかを推計することは困難であるが、現在の日本における燃料電池自動車の年間販売台数は年間 1,000 台前後で推移しているところ、本措置により販売台数の増加に寄与することが期待される。）。

(2) 認定高度保安実施事業者制度の創設及び認定事業者制度の廃止

スマート保安が進まない理由として、事業者からは例えば、テクノロジーの導入コストや維持管理コストがかかることが挙げられているが、今般の認定高度保安実施事業者制度においては、安全確保を前提に、テクノロジー導入に向けた投資がメリットとなり、事業者の投資意欲を喚起するような制度的措置（規制の特例措置）を講ずることとしている。

これにより、スマート保安を促進し、保安人材の枯渇の問題（例えば、電気主任技術者（免状取得者）（第 1 種～第 3 種）の年齢構成は現在 50 歳以上が 57%となっている*。）に対処することにつながる。

また、自立的に高度な保安を確保できる事業者を認定することから、事業者の保安レベルの向上

につながり、事故の発生防止を図ることができる。

※（出典）経済産業省「電気施設等の保安規制の合理化検討に係る調査」（電気保安人材の中長期的な確保に向けた調査・検討事業）（平成 29 年度委託調査）

（3）一般ガス導管事業者による災害時連携計画の策定の義務化

今回の規制措置において、国が事業者の災害時の連携の仕組みを確認し、一般ガス導管事業者が災害時に適切に連携しなかった場合等には、計画の実施・変更を求めることとしており、これにより、被災地域内外における一般ガス導管事業者間での作業員や資機材の融通がより効率的に行われる等、従来よりも一般ガス導管事業者間の連携が強固なものとなり、迅速な復旧作業が行われることが見込まれる。

（4）「小規模事業用電気工作物」の創設

使用の開始前に設置者自らの確認により、安全性を担保するとともに、経年等により安全性に疑義が生じた場合には、基礎情報を活用し、行政庁により報告徴収や立入検査を必要に応じて実施することで、事故の未然防止や事故の再発防止につながり、公共の安全の確保に資することが見込まれる。令和 3 年度の事故の結果（令和 3 年 4 月から 12 月までの速報件数で 158 件）を総括の上、設備総数に占める事故件数の割合等の低減を図る。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

（1）燃料電池自動車等に係る高圧ガス保安法の規制の適用除外

⑤にも記載のとおり、高圧ガス保安法上の手続に関する直接的成本が削減されるほか、事業者の規制対応に要する間接的成本の削減や、燃料電池自動車等の普及拡大といった効果が期待される。

一方で、このようなコスト削減については企業やユーザーごとの状況や個別判断によっても異なり、こうした便益を定量的に示すことは困難である。

（2）認定高度保安実施事業者制度の創設及び認定事業者制度の廃止

産業保安分野における保安人材の枯渇の問題による影響については、経済状況や各社の人材確保の取り組みによっても多少の変動が生じるものであり、便益の試算は困難である。

また事故による影響については、事業者の規模や事故の形態・影響範囲・原因によって様々であるため、事故の発生防止による便益の試算は困難である。

（3）一般ガス導管事業者による災害時連携計画の策定の義務化

便益については、例えば、ガスの供給支障期間の短縮による社会コストを低減させることがで

きる点が挙げられるが、供給支障による影響は、その規模・期間の差により個別に異なることから、あらかじめ見積もる性質のものではないため、定量的な算出は困難である。

(4) 「小規模事業用電気工作物」の創設

小規模事業用電気工作物の保安が適切に確保されることで、設備の事故を防止することができること等が便益と考えられるが、設備状況、事故の態様、事故による損害等は個々の事案で大きく異なるため、事故防止による便益の金銭価値化は困難である。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

(1) 燃料電池自動車等に係る高圧ガス保安法の規制の適用除外

⑥にも記載のとおり、費用の削減額を具体的に推定することは困難である。

(2) 認定高度保安実施事業者制度の創設及び認定事業者制度の廃止

規制の特例措置を講ずることにより、例えば、保安関係の規程を策定した際の国等への届出手続が記録保存に代わることで、高圧ガス保安法の規制対象事業者が1年間に届け出る危害予防規程の届出総数（変更含む）1,257件（令和元年度）、ガス事業法の規制対象事業者が1年間に届け出る保安規程の届出総数（変更含む）1,215件（平成29年度）及び電気事業法の規制対象事業者が1年間に届け出る保安規程の届出総数（変更含む）99,099件（令和元年度）のうち、認定を受けた者についての届出手続が不要となり、その分の遵守費用が削減される（なお、認定を受けた事業者が年間に届け出ている規程の数（つまり、削減されることとなる届出手続数）は事業者により様々であるため、具体的な遵守費用の低減額についての試算は困難である。）。

また、高圧ガス保安法においては、認定事業者制度が廃止され、この制度に係る完成検査及び保安検査の特例（都道府県知事による検査の受検に代えて事業者の自主検査とする。）も廃止となるが、認定高度保安実施事業者制度においても同様の特例が措置されるため、事業者の遵守費用は増加しない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

(1) 燃料電池自動車等に係る高圧ガス保安法の規制の適用除外

本改正は、安全性の確保を前提に、規制の合理化を検討した結果、燃料電池自動車等について高圧ガス保安法の規制の適用除外を措置し、道路運送車両法に基づく規制に一本化することとしたものであり、負の影響も含めた副次的な影響及び波及的な影響は小さいと考えられる。

(2) 認定高度保安実施事業者制度の創設及び認定事業者制度の廃止

認定高度保安実施事業者制度の認定を受けた事業者について、規制の特例措置が講じられることで、事業者の規制に係る手続コスト（例えば届出手続等）が削減されるため、事業者が保安業務自体にリソースをかけることが可能となり、保安の確保につながる。

高圧ガス保安法の認定高度保安実施事業者制度においては、現行の認定事業者制度では措置されていなかった規制の特例措置（保安関係規程の届出手続を記録保存に代えるといった措置）も講じられるため、事業者の規制に係る手続コストが更に削減されることとなり、事業者がこれまでよりも保安業務自体にリソースをかけることが可能となり、一層保安の確保につながる。

(3) 一般ガス導管事業者による災害時連携計画の策定の義務化

一般ガス導管事業者間の連携を強固なものとする一方で、被災地域外も含めた一般ガス導管事業者全体に災害対応のノウハウが蓄積されることが見込まれる。

(4) 「小規模事業用電気工作物」の創設

小規模事業用電気工作物に該当する再生可能エネルギー発電設備について、安全性に疑義のある設備や実際に事故のあった設備が現れている状況において、小規模事業用電気工作物に対する適切な規律の確保がなされることにより、再生可能エネルギー発電設備への信頼性が高まり、その導入が促進されることが期待される。

5 費用と効果（便益）の関係

⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

（1）燃料電池自動車等に係る高圧ガス保安法の規制の適用除外

上述のとおり、本改正は単に燃料電池自動車等における高圧ガス保安法の規制を廃止するものでなく、必要な規制及び手続については道路運送車両法体系下において引き続き措置することを予定していることから、安全性の確保という観点では影響はない（効果は一定）。また、便益の定量化は困難ながらも、燃料電池自動車等の普及拡大が図られるという効果が期待できる一方、事業者及びユーザーの負担は軽減され、行政費用は増加しないことから、費用分析の結果、本改正は妥当と考えられる。

（2）認定高度保安実施事業者制度の創設及び認定事業者制度の廃止

追加的な遵守費用は発生しない一方、効果については、スマート保安が促進されることで、産業保安分野における保安人材の枯渇の問題への対処につながり、また、自立的に高度な保安を確保できる事業者が増加することで、事故の発生防止につながる。

さらに、副次的効果として、事業者が保安業務自体にリソースをかけることが可能となり、より一層保安の確保につながる。

したがって、費用より効果が明らかに大きく、効果が費用を正当化できる。

（3）一般ガス導管事業者による災害時連携計画の策定の義務化

遵守費用として、一般ガス導管事業者において、災害時連携計画に係る書類作成や検討に関する費用が発生することが想定される。また、行政費用については、災害時連携計画に係る書類の検討に関する費用が発生することが想定される。

効果については、従来よりも一般ガス導管事業者間の連携が強固なものとなり、迅速な復旧作業が行われることが見込まれ、ガスの供給支障期間の短縮による社会コストを低減させることができる。

副次的効果としては、一般ガス導管事業者間の連携が強固なものとなることで、被災地域外も含めた一般ガス導管事業者全体に災害対応のノウハウが蓄積されることが見込まれる。

したがって、費用より効果が明らかに大きく、効果が費用を正当化できる。

(4) 「小規模事業用電気工作物」の創設

費用の発生は限定的である一方で、小規模事業用電気工作物の保安が適切に確保されることにより、事故の防止が図られる等の効果が見込まれることから、妥当な改正であると考えられる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

(1) 燃料電池自動車等に係る高圧ガス保安法の規制の適用除外

代替案として、燃料電池自動車等に対する高圧ガス保安法の適用は維持した上で、容器再検査等の一部の手続のみを適用除外するといった手段も考えられる。

一方でこうした場合には、燃料電池自動車等が高圧ガス保安法と道路運送車両法の二法令によって規制され、両法の手続が必要とされるという点は変わらないため、高圧ガス保安法上の手続に関する直接的・間接的コストは一定程度残ってしまうと考えられることから、費用と効果のバランスの観点から、法改正により高圧ガス保安法の適用除外を措置し、道路運送車両法に規制を一本化する本改正案が、より妥当である。

(2) 認定高度保安実施事業者制度の創設及び認定事業者制度の廃止

下記の理由により、今般の認定高度保安実施事業者制度を創設（高圧ガス保安法においては併せて認定事業者制度を廃止）することが妥当である。

【費用】

高圧ガス保安法においては、代替案として、現行の認定事業者制度を残置し、認定高度保安実施事業者制度を創設しないことも考えられるが、この場合、保安関係規程に係る届出手続を記録保存とする規制の特例措置が措置されないため、事業者の遵守費用は増加してしまう。

ガス事業法及び電気事業法においては、代替案として、より規制の特例措置の少ない認定制度を措置することも考えられるが、この場合、事業者の遵守費用は増加してしまう。

【効果】

高圧ガス保安法においては、代替案として、現行の認定事業者制度を残置し、認定高度保安実施事業者制度を創設しないことを考えた場合、テクノロジーの導入を認定要件としない同制度では、スマート保安が促進されず、保安人材の枯渇の問題に対処することができない。

ガス事業法及び電気事業法においては、代替案として、より規制の特例措置の少ない認定制度を措置することも考えられるが、この場合、テクノロジーの導入に向けた事業者の投資意欲を喚

起できず、スマート保安を促進できない。

(3) 一般ガス導管事業者による災害時連携計画の策定の義務化

今後、南海トラフ巨大地震や首都直下型地震といった被害がより広範囲・他地域に及ぶ大規模災害のリスクが懸念されることから、このような大規模災害にも適切に対応できるよう万全な仕組みを構築しておくためには、代替案として、災害時連携計画を「許可制」とする案も考えられる。しかしながら、常に最適な対応が求められる災害対応において、計画の許可制を設けることは、機動性に欠け、非効率的であると考えられる。規制案では、経済産業大臣が必要に応じ変更や実施を勧告し得る制度とすることで、実効性を担保できると考えられることから、届出制とする規制案が妥当である。

(4) 「小規模事業用電気工作物」の創設

届出制に替え、許認可の対象とすることが代替案として考えられるが、現在太陽電池発電設備は、今回規制の対象として想定する 10kW 以上 50kW 未満の規模では年間 4 万件程度の導入がなされているところであり、これらの設備に対し、画一的に事前の許認可の対象とすると、高い行政費用が発生するとともに、審査期間が生じることにより事業者の機会損失につながり、遵守費用が追加的に生ずることが考えられる。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

審議会の実施

産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会及びその下に設置した産業保安基本制度小委員会において、電力（電気事業法関係）、都市ガス（ガス事業法関係）、高圧ガス（石油精製・石油化学コンビナート：高圧ガス保安法関係）等の産業保安に係る規制体系のあり方について、令和 3 年 2 月から 12 月にかけて以下のように議論を行い報告書がとりまとめられ、本措置の方向性が了承されている。関係資料等は下記のとおり。

(1) 保安・消費生活用製品安全分科会

令和 3 年 2 月及び同年 12 月に議論を行い、令和 3 年 12 月に報告書がとりまとめられた。

【報告書】 https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/pdf/20211221_1.pdf

(2) 産業保安基本制度小委員会

令和 3 年 2 月から 11 月にかけて計 8 回にわたり、議論を行い、令和 3 年 12 月に報告書がとりまとめられた。

【報告書】

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/sangyo_hoan_kihon/pdf/20211201_1.pdf

○上記審議会における規制の効果の議論について（上記報告書に記載）

（１）燃料電池自動車等に係る高圧ガス保安法の規制の適用除外

- ・現在、燃料電池自動車等の駆動用の燃料システム（容器・配管等）については、高圧ガス保安法（経済産業省所管）と道路運送車両法（国土交通省所管）の二法令の規制が適用されていることから、事業者とユーザーの双方に手続上の負担が存在し、燃料電池自動車等の普及に支障が生じている状況であることが確認された。この状況を踏まえ、燃料電池自動車等に関しては、カーボンニュートラルの実現の観点から踏まえ、安全の確保を前提に、その普及に向けて規制の一元化を図る必要があるとされた。
- ・具体的な検討に当たっては、有識者・産業界・地方自治体・関係省庁を構成員とする「燃料電池自動車等の規制の在り方検討会」を立ち上げ、5回の検討を経て、「燃料電池自動車等における高圧ガスであって道路運送車両法等によって安全を確保できるものについては、新たに高圧ガス保安法の適用除外とする方向」で規制の一元化を図ると結論付けた。

（２）認定高度保安実施事業者制度の創設及び認定事業者制度の廃止

- ・認定高度保安実施事業者制度の創設により、スマート保安を促進し、保安人材の枯渇の問題（例えば、電気主任技術者（免状取得者）（第1種～第3種）の年齢構成は現在50歳以上が57%となっている。）に対処することが必要とされた。
- ・同制度の創設により、保安レベルを下げることなく、むしろ、テクノロジーの活用等により保安レベルを持続的に向上させる必要があるとされた。
- ・高圧ガス保安法の規制対象事業者が1年間に届け出る危害予防規程の届出総数（変更含む）が1,257件（令和元年度）、ガス事業法の規制対象事業者が1年間に届け出る保安規程の届出総数（変更含む）が1,215件（平成29年度）及び電気事業法の規制対象事業者が1年間に届け出る保安規程の届出総数（変更含む）が99,099件（令和元年度）である旨が示されたうえで、「テクノロジーを活用しつつ、自主的に高度な保安を確保できる事業者」については、行政の適切な監査・監督の下に、こういった画一的な個別・事前規制によらず、事業者の保安力に応じた規制体系へ移行することとし、手続・検査のあり方をこれに見合った形に見直す措置を講ずることとされた。

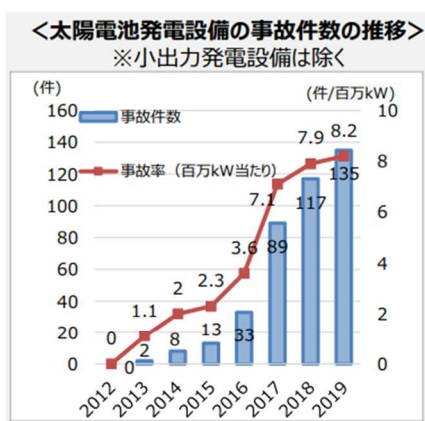
（３）一般ガス導管事業者による災害時連携計画の策定の義務化

都市ガス分野では、これまでも、国のガイドラインや一般社団法人日本ガス協会の「非常事態における応援要綱」に基づき、適切に被災地域内外の連携を実施してきたが、法律上は、電気事業法のような災害時連携計画の作成についての規定は存在せず、災害時の具体的な連携内容についての規定や、経済産業大臣による計画変更勧告・計画実施勧告についての規定もない。今後は南海トラフ巨大地震や首都直下型地震といった更なる大規模地震のリスクも懸念される中、電気事業法における「災害時連携計画」の規定も踏まえ、ガス事業法においても、一般ガス導管事業者に対して、「災害時連携計画」（一般ガス導管事業者間の連携に係る計画）を作成する義務を課し、災害時の具体的な連携内容

についての規定や、経済産業大臣による計画変更勧告・計画実施勧告の規定を設けることが適切であるとされた。

(4) 「小規模事業用電気工作物」の創設

太陽電池発電設備におけるパネルの構外への飛散や、風力発電設備におけるブレード破損・タワー倒壊、水上設置型太陽電池発電設備の転倒といった、公衆への被害を及ぼす、または及ぼしかねない事故事例が数多く報告されている。



＜2021年4月～9月末までの小出力発電設備の事故件数 (速報値)＞(*)全て自然現象由来

事故分類	感電死傷事故	電気火災事故	電気工作物の破損事故 (他者への損害)	主要電気工作物の破損(自設備の破損)		計
				設備不備	自然現象	
太陽電池発電設備 (10kW以上50kW未満)	0	0	13(*)	17	28	58
風力発電設備 (20kW未満)	0	0	0	0	0	0

※審議会実施当時。なお、最新の令和3年度の事故件数は、令和3年4月から12月までの速報件数で158件。

こうした状況を踏まえ、再生可能エネルギー発電設備の安全に対する社会的要請が高まる中、こうした事故を防止するために、再生可能エネルギーの健全な発展に向け、保安確保のための基盤的な仕組みを構築する必要があるとされた。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとする。

本件規制については、施行後5年を目処に事後評価を実施する。

- ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

（１）燃料電池自動車等に係る高圧ガス保安法の規制の適用除外

本改正の対象となる燃料電池自動車等について、使用台数等の普及状況の変化を把握するとともに、必要に応じて本改正による影響を受ける自動車メーカーや関連業界団体等へのヒアリングを行い、本改正によって、実務上の不都合が生じていないかについて、事後評価を行うこととする。

（２）認定高度保安実施事業者制度の創設及び認定事業者制度の廃止

国で実施する認定手続の実績や事業者等へのヒアリング等を通じて、「認定高度保安実施事業者制度の年間認定件数及び認定件数の累計」、「認定を受けた者に係る認定前における届出手続の件数」、「事故やそれにつながり得る事象の減少の状況」等を把握し、事業者におけるテクノロジーの導入促進に向けた効果や規制手続コストの削減効果、自主保安の高度化の程度等を確認する。

（３）一般ガス導管事業者による災害時連携計画の策定の義務化

災害時連携計画の策定後に、一般ガス導管事業者相互の連絡体制や、従業員や資機材の派遣及び運用面の対応状況、関係機関との連携状況、共同訓練の実施状況等の項目についてヒアリング等を通じて実施状況を把握する。

また、仮に事後評価までの間に大規模災害が生じた場合は、災害発生時に、迅速な復旧作業が行われることによる復旧までの日数やその際の連携の実施状況等についてヒアリング等を行い、災害時連携計画の策定の効果や影響等を把握する。

（４）「小規模事業用電気工作物」の創設

小規模事業用電気工作物における事故の発生の状況等から、「年間届出件数」、「事故の発生件数」、「基礎情報の届出及び使用前自己確認の結果の届出に係る電子的窓口に要した費用」等を把握し、小規模事業用電気工作物に対する規律の確保状況について確認することとする。